

兵庫県林業会館CLTによる建設 実施設計・施工一括発注プロポーザル
応募要項（第2次選考用）

1. 実施形式

公募型プロポーザル（2段階選考）

本選定は、2段階の選考を行います。第2次選考では、第1次選考で選定された者から、技術提案書及び技術提案資料並びにプレゼンテーション、ヒアリングによる審査委員会の評価を踏まえ、最優秀者1者及び優秀者1者を選定します。

2. 質問の受付

(1) 本実施要領に関し不明な点がある場合は質問書を提出すること。（様式5-2）

ア. 提出期限 平成29年9月1日（金）午後5時まで

イ. 提出方法 本要領に記載している電子メールアドレス宛てに提出すること。提出後は必ず電話で受信確認を行うこと。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

(2) 質問に対する回答は、質問内容を含めて本事業のホームページで公表する。公表に当たっては、質問者名を伏せた上で、平成29年9月6日（水）午後5時までに一括して回答する。

3. 2次審査提案内容

(1) 提出期限 平成29年9月25日（月）17時まで

(2) 提出書類

①技術提案書（様式6）

②基本的な性能確認書1（様式7。A4縦使い片面1枚以内）

③基本的な性能確認書2（様式8。A4縦使い片面1枚以内）

④全体管理計画・業務実施方針（様式9。A3横使い片面1枚以内。）

⑤特定のテーマに対する技術提案（様式10～13。A3横使い片面2枚以内。）

⑥提案価格見積書（様式14）

(3) 提出方法

ア. 提出部数

上記①から⑥（まとめて、「技術提案書等」という。）の順に並べ、左上部1箇所ホチキス留めとし、10部提出すること。また①から⑥をPDFで保存したCDを1枚、合わせて提出すること。正本1部の他、9部は写しとし、写しについては、社名等が特定できないようにすること。

イ. 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

ウ. 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を渡すこととする。郵送の場合は、メールにて提出書類受領確認書を送付するので、確認後、電話で事務局に連絡すること。

エ. 受付期間

平成29年9月21日（木）から平成29年9月25日（月）午後5時まで

オ. 提出場所

「9.（6）事務局」まで

(4) 提出書類の記入上の留意事項

ア. 技術提案書（様式6）

代表者印を押印の上、提出すること。

イ. 基本的な性能確認書1（様式7）

本計画で重視する各種項目について記入する。

ウ. 基本的な性能確認書2（様式8）

各室の面積の確保状況、計画建築物の諸元について記入する。

エ. 全体管理計画・業務実施方針

（様式9。A3横使い片面1枚以内。Z折りにて綴じ込むこと）

建設に伴う実施設計業務及び施工業務の全体管理計画及び業務実施方針を求める。補助事業である上に実施設計施工一括発注方式の特性を踏まえた進捗管理計画、コスト管理計画を具体的に記述すること。

業務の実施方針としては、業務の品質確保、業務実施体制等を簡潔に記述すること。

カ. 特定のテーマに対する技術提案（様式10～13。A3横使い片面2枚以内。Z折りにて綴じ込むこと）

技術提案は、資料「兵庫県林業会館基本設計書」及び「要求水準書」の与条件のほか、CLT等を使用する本事業の特性及び立地特性等を十分に理解したうえで、次のテーマについて提案すること。

I. 建築計画についての創造的な提案

II. 仮設・施工計画の具体的かつ合理的な提案

III. 県産材利用と新林業会館の普及に対する提案

IV. 維持管理しやすい施設づくり、メンテナンスコスト低減への提案

なお、要求水準書通りの計画でも、その旨を記載すること。

キ. 提案価格見積書（様式14）

本業務に係る全ての費用について、見積金額を記入し、提出すること。見積書の内訳金額には、各種経費を含むこととする。区分としては、実施設計費、工事費、工事監理費、その他とする。地質調査費は実施設計費に含むこととする。申請等の諸経費はその他とする。

なお、計測機器に関する項目は、見積からは除外すること。

(5) 提出書類の作成上の注意事項

- ア. 全体管理計画・業務実施方針、特定のテーマについての技術提案は、それぞれの様式を参考に、全体管理計画・業務実施方針についてはA3 1枚、特定のテーマについてはA3各2枚以内にまとめること。審査は2次審査提出資料のみで行うため、1次審査時に提案した内容もテーマに沿ってまれなく記載すること。
- イ. 提案は、文章での表現を原則として、基本的考え方を簡潔に記述すること。文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。
- ウ. 文章を補完するために写真、イラスト、イメージ図のほか、設計図、模型写真等も使用できるものとする。
- エ. 提出者（協力会社を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載しないこと。
- オ. 要求した内容以外の書類等については、これを受理しないものとする。

4. 予算

上限提案価格を720,000千円（税込）、基準価格を660,000千円（税込）とする。

5. 選定方法

(1) 審査委員会

発注者、学識経験者、兵庫県関係者により構成された審査委員会を設置し審査する。

(2) 2次審査の審査方法及び審査結果

- ア. 審査は、審査委員会において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。
- イ. 別に定める審査表に基づき各審査委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。最高得点の参加者が複数ある場合は、選考者の議決により選定する。
- ウ. 応募者が1者の場合であっても、審査委員会は行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。
- エ. プレゼンテーション及び審査経過については非公開とし、審査結果についてのみ、文書にて通知する。
- オ. 審査結果についての異議申立ては受け付けない。

(3) プレゼンテーション

- ア. 実施日時 平成29年10月4日（水）16時～
- イ. 実施時間 1社につき30分程度（提案15分質疑15分程度）を予定。
- ウ. 資料 プレゼンテーションは企画提案書提出時の資料で行い、追加資料の提出は認めない。提出した技術提案書等の拡大や抜粋により構成されたパワーポイント等によるスライドを使用すること。なお、プロジェクター、スクリーン及びパソコンについては、事務局において用意する。10月3日（火）17時までに、スライドとして使用するデータを事務局まで送付すること。

エ. 出席者 提案書の業務体制に記載されている統括責任者及び設計管理技術者が出席することとし、会場への入室は5人以内とする。

(4) 評価項目

第2次選考における評価項目は次の表に掲げるとおり。ただし、審査委員会で評価項目を変更、追加することがある。

評価項目	評価の視点	点数
基本的な性能、全体管理計画・業務実施方針	工程管理、コスト管理、業務の品質確保、業務実施体制、基本的な性能などについて	100
テーマⅠ 建築計画についての創造的な提案	イメージパースなどによる外観イメージ、構造計画上の工夫	
テーマⅡ 仮設・施工計画の具体的かつ合理的な提案	C L T施工における工夫、近隣への配慮、狭小地における施工計画(工事現場外の工事ヤード確保など)、安全対策など	
テーマⅢ 県産材利用と新林業会館の普及に対する提案	展示コーナーでのPR方法、木材の適材適所での使用、C L T歩留り向上などの使用上の工夫、現場見学会など	
テーマⅣ 維持管理しやすい施設づくり、メンテナンスコスト低減への提案	外装や内装、設備のメンテナンス、省エネルギー性能など	
価格	—	

6. 日程

平成29年8月25日(金): 現場説明会・第2次選考の募集要項の公表

平成29年9月1日(金): 質問書提出期限(17時まで)

平成29年9月6日(水): 質問回答(17時まで)

平成29年9月25日(月): 技術提案書等提出期限(17時まで)

平成29年10月4日(水): プレゼンテーション・2次審査

平成29年10月上旬: 2次審査結果通知

7. 情報公開

参加者数及び選定した契約候補者(最優秀者)及び次点応募者(優秀者)については、2次審査終了後に本事業のホームページにおいて公開する。

8. 著作権等及び提出書類の取り扱い

(1) 提出された書類等の著作権は、兵庫県森林組合連合会に帰属する。ただし、契約を締結しなかった応募者が提出した書類等の著作権については、応募者に帰属する。

(2) 兵庫県森林組合連合会は、本プロポーザルの審査等の必要な範囲において、複製することがある。

9. 契約

- (1) 今回のプロポーザルは、業務案を選定するものではなく契約候補者を選定するものである。
- (2) 契約候補者との契約に当たっては、仕様等について改めて協議の上、契約内容を確定し、改めて提出された見積書により契約額を確定する。

10. その他

- (1) このプロポーザル選考に参加する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 技術提案書等は1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 業務の実施体制に記載した配置する統括代理人、設計管理技術者、現場代理人は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。なお、極めて特別な場合で各技術者を変更する場合は、変更前の技術者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、協議会の承認を要する。
- (6) 連絡先及び提出先

〒541-0042 大阪市中央区今橋3-1-7 日本生命今橋ビル10F

兵庫県林業会館新築工事建築実証協議会事務局 担当：中川、三浦、塗師木、原田稔、畑中
株式会社 地域計画建築研究所（アルパック） 大阪事務所 内

電話：06-6205-3600

Eメール：info@hyougo-clt.com